第３３回岡山地方裁判所委員会議事概要

１　開催期日

平成２７年６月２３日（火）午後３時３０分

２　開催場所

裁判所大会議室

３　出席者

別紙第１のとおり

４　議事等

（１）　今回のテーマ（裁判所の広報について）に関する意見交換

別紙第２のとおり

（２）　次回のテーマに関する意見交換

別紙第３のとおり

（３）　次回期日

１１月３０日（月）午後３時００分

（別紙第１）

出席者

委員　　一　坪　雅　代

同　　伊　東　俊　明

同　　上　岡　美保子

同　　齊　木　敏　文

同　　坂　本　拓　巳

同　　中　野　　惇

同　　南　條　雅　彦

同　　曳　野　久　男

同　　福　岡　典　子

同　　福　田　尚　司

同　　宮　﨑　隆　博

同　　宮　本　英　子

（五十音順）

（別紙第２）

《裁判所の広報について》

委員長

本日は「裁判所の広報について」というテーマで意見交換を行いたいと思います。このテーマは，前回の委員会で，裁判所についてある程度興味がある方は，御自身でホームページ等を調べたりして，裁判所についての情報を収集するけれども，余り興味がない方は自ら積極的に裁判所について何か調べるということは，なかなかしづらいので，国民に司法に参加してほしいというスタンスであれば，やはり裁判所のほうから一般市民に対して何らか情報を発信する必要があるかと思われることから，それがどのような形で行われているのかということで，今回，裁判所の広報というテーマを取り上げさせていただきました。

意見交換に先立ちまして，まず裁判所から，裁判所の広報についての実践等を御説明いただけたらと思います。

【裁判所からの説明】

事務担当者

資料に基づき説明

【意見交換】

委員長

それでは，意見交換に入ります。いろいろな立場から御自由に御意見あるいは御質問を含めて発言をいただけたらと思います。

すみませんが，私のほうから確認ですが，出前講座について，これは今年の４月に民間会社から要望があって実際出向かれたようですが，具体的にはどのようなことをされたのでしょうか。

事務担当者

今回は大体１時間程度でお願いしたいという御希望がございまして，裁判員裁判についての概要が分かるＤＶＤを十数分見ていただいた後に，あらかじめ社員の皆様から頂いておりました質問事項に答える形で裁判員裁判の手続について説明をさせていただき，その後に，質疑応答を実施しております。

委員長

この出前講座をやっているという情報は，どこからか発信されているのでしょうか。

事務担当者

実は，出前講座をやっているというのは，公には発信はしておらず，裁判員等の経験者に対してチラシ等を配布させていただいて，所属されておられる企業様とか団体様のほうに話が行ってお声が掛かるというようなことを一応期待しております。

委員長

口コミ情報という形ですか。

事務担当者

そうです。

Ａ委員

今，出前講座に関する話が出ましたが，こういうふうに裁判所のほうから積極的に外に出る広報活動というのは，やはり市民にとって裁判所がなかなかなじみの薄い存在であるという状況のもとでは，非常に重要な活動だと思いますので，私は積極的にこういったものは広報して，できる限りしていただきたいなと思いますが，

今後，こういう出前講座を承りますよということをホームページ若しくは新聞紙に掲載することなどによって，広報するということはお考えにはならないのでしょうか。

また，その出前講座というのを１回することについて，予算的には結構負担が大きいものなのでしょうか。それとも，そうではないんでしょうか。

事務担当者

まず，ホームページとか新聞等，マスメディアを利用して広報するというのは御指摘のとおりで，有効なものだというふうには考えております。

ただ，現在の態勢が，それが許すかというところで今，裁判所のほうも悩んでるところではあります。裁判官に現地に行ってもらい説明してもらうということは大変意義がある話ですが，裁判官も日々，裁判に当たっており，その合間を縫って広報に出掛けるという態勢をとっておりますので，ホームページとか新聞紙上で大々的に広報を打ってしまうと，その御要望におこたえできない場合がかなりあると思われるため，今のところ，踏み切れてないところです。御指摘を頂きました出前講座をアピールするということは十分，こちらも必要なことだろうというふうには考えておりますが，今のところ若干ちゅうちょしているところです。

それと，もう一点は，予算的な話でございますけれども，出張ということになりますと機材等も持って出掛けるということにはなりますので，ある一定の予算はかかってくるとは思います。近場であれば，予算がそれほどかからない場合があるとは思います。ちょっと遠くのほうへ出掛けて行ったりということになれば，若干かかるということにはなるかもしれません。

Ａ委員

更にお聞きしたいんですが，裁判官が多忙であることは，もちろんそうですが，こういった出前講座は，内容によっては裁判官自ら出掛けなくても，書記官，事務

官などが出張して十分行うことができるのもあるんじゃないかと思いますので，そのあたりについての御検討は可能なのかというのが１点です。

それから，いずれにしても，なかなか時間を取ることが難しいというお話がありましたが，例えば年度当初に，年間で，この日の何時から何時，この日の何時から何時は出前講座が可能ですよっていう時間帯をあらかじめ幾つか設定するなどしておけば，それに合わせて仕事のスケジュールを組むこともできるわけですから，そうすれば，あとは申込みが多数あれば先着順で決めるとかいうふうにすれば，全ての申込みについて対応する必要もないと思いますし，そういうふうにすれば物理的に可能な範囲で対応することは可能であると思います。そういったことについても検討する余地があるのかというのが２点目です。

事務担当者

この出前講座ですが，年間スケジュールとして，ある程度，日程を確保しておくという方法ですが，実際，裁判の期日については，検察官や弁護人の皆様の事情を踏まえて優先的に設定するということになりますので，なかなか年度当初から計画的に出前講座の日を選定しておくというのは難しかろうというふうには考えております。

書記官とか事務官だけでも出掛けて行って出前講座をできるんじゃないかという御提案ですが，書記官，事務官だけでの出前講座を受けても，先方様が御了解されればよろしいのですが，やはり裁判官の生の声を聞きたいという御要望であれば，書記官のみの出前講座を受けていただけない団体もあるかと思います。いずれにしても書記官，事務官のみで出掛けて行くこと自体は，日にちが合えば可能だというふうには思っております。

Ｂ委員

夏休みジュニア法廷というのは，毎年，これは１回だけなんでしょうか。

事務担当者

本年度も，小学生を対象としたジュニア法廷は夏休み１回という予定ですが，実は冬休みには，今度は中学生を対象とした模擬法廷も実施してみようと思い，今計画中です。

Ｂ委員

例えば，夏休みは，結構長いので，これを複数回やるとかというようなやり方は考えてはおられないんですか。

事務担当者

複数回やることも検討はしておりましたが，今回は空き法廷の状況や裁判官との日程調整がうまくいかずに，ようやく１日が確保できたというところであり，今年はやむなく断念をしたところです。

Ｂ委員

ジュニア法廷はそれでいいんですけれども，地裁の積極広報と先ほど言われましたけれども，例えば，出前講座にしても，やっているということの発信を公にはしていないとか，要望があれば出向くという，これが果たして積極広報というふうに言えるんでしょうかね。非常に積極的にとは受け取れないのですが。

事務担当者

裁判所としては，裁判員裁判の手続について聞きたいとか，来てもらいたいという御要望を受けての動きにならざるを得ないというところがあり，裁判所なりの積極的な広報ではあると思っています。

Ｂ委員

あと一点。その要望がなければ出向けないというのは，それはやり方の問題だと思います。四方八方に対する広報というのもいいかもしれませんけれども，私は個人的には，例えば，中高生に絞って出前講座などをやるとよいと思います。

例えば，先ほどもありましたが，裁判官が出ていくことが難しいのであれば，書記官とか事務官という話もありましたけれども，こういう人たちが出向いていくのであれば，こういうテーマで話ができますというような一覧を作って，この中から選んでくださいというように，例えば中学校とか高校に話を持っていくとかいうように，出前先も，企業，子育てクラブ，市民講座，公民館講座だとか，対象はいろいろと考えられるんですけども，中高生辺りに絞って，そこら辺りに重点的に裁判所の仕事を知ってもらうということに力を入れたほうが，私はいいのではないかなと思ってます。

それから，人も予算もかかることだと言われましたけれども，人も金もほとんどかけずに広報するというのは，かなり虫がいい話なのではないかと思います。本当に裁判所の仕事を知ってもらおうと真剣に考えているんであれば，ある程度の人とか，お金とかいうようなのは，あらかじめ考えて，それに向けてどうやっていきましょうかというふうな話をやるのが筋じゃないかなと思います。

何かあまり本気で，裁判所の広報を皆さん考えてくださいとか，やろうとしているかどうかということについて，ちょっと私は疑問に思います。

事務担当者

今の点にお答えできるとすれば，もちろん予算，人の話は先ほど御指摘のとおりかもしれないです。また，中高生に絞った法教育，次世代を育成するという観点からの広報が効果的ではないかという点につきましては，裁判所としても，これからの若い世代に対して広報を打っていくことは非常に有効だと考えますので，積極的に検討していきたいと思います。

Ｃ委員

法教育についてお聞きしますが，学生たちに対する出前講座ですとかジュニア法廷は広報活動であると同時に法教育ですね。子供たちに対して法律とは，どういう意味があってなぜ必要なのか，裁判というのは何のためにあって，どういう仕組みで行われているのかということを教育していくことは，よい意味も当然あると思っており，法教育に関しては，国としてもどんどん積極的にやっていこうということになっておりますし，法曹三者において，それぞれ力を入れてやっていくんであろうというふうに思っております。

その法教育というのを，今日，御紹介いただいた広報活動とは，また別の枠として何かされておられるのか，やっておられるとしたら，どれぐらいの頻度で，どういったことをされているのかというところを教えていただきたいと思います。

事務担当者

法教育の中心は学校の社会科の先生が行われるところだろうというふうに思っておりまして，我々，裁判所は，そういった社会科の先生たちをフォローする取組も必要かなと思っております。毎年１回は弁護士会がメインで主催しております社会科の先生を対象にした法教育セミナーというのを岡山では開催しており，そこでは，弁護士会，検察庁，裁判所をそれぞれ回っていただいて，法教育に必要な情報とか資料を提供するというような取組があります。裁判所自身の活動としては法教育の一環として，法廷見学，裁判所傍聴の際に，民事裁判のこと，刑事裁判のことについて，職員が説明を行っているという状況です。

委員長

ちなみに，このジュニア法廷というのは，全国的に見たら珍しい取組なのでしょうか。それとも，どの地裁もやっている取組でしょうか。

事務担当者

他庁のホームページを見ると，割と，行われているようでございます。

委員長

ジュニア法廷を含めて法教育というのは非常に重要なところだと思いますし，ターゲットを絞った広報というのは非常に重要になるかと思います。情報発信のターゲットは，もちろんそうですが，発信されている内容について，一般市民が知りたい内容と先ほど御説明いただいて裁判所が発信してる情報とがマッチしてるかどうかということが非常に重要となるかと思います。その点について，一般市民から知りたい情報というと，どうですか。

Ｄ委員

ＩＴの発達で，みんなが容易に情報にたどり着く方法ができましたので，それが利用されているということに鑑みたら，もう少し何か，積極的広報というのは必要かなと思っています。

裁判所が提供したい，みんなに知ってほしい情報と，それから私たち利用者が知りたい情報，この二つがかみ合っていないと思います。私たちが利用者として知りたいのは，裁判所とはどんなところ，それから裁判がどういうふうになっているのか，本当に初歩のことです。それから，何か裁判手続のようなことが必要になったときには，どういうふうにすればいいのかということがあると思います。そういう面でウェブサイトをいろいろ見ると，必ず裁判所「ＣＯＵＲＴＳ　ＩＮ　ＪＡＰＡＮ」に行きます。

ここには，ちゃんとした情報は載ってはいるとは思いますが，これが素人に読めるかなというように思います。ウェブを初めから読んでいく中で，ふと引っ掛かったのが，仙台の裁判所などは，最初に地図が出て，裁判所への行き方と，地裁それ

から家裁，宮城県内の簡易裁判所への行き方というのがあって，それから窓口案内というのがあって，いろいろな裁判手続が何階のどこに行けばできるというのが載っています。

ということは，いかに仙台の裁判所を使ってもらおうか，みんなに使いやすいように工夫しているので，非常に分かりやすいと思いました。手続でも，こういう手続は駄目ですよということが具体例で書いてあります。そういうところを見ると，何となく，ほっとするというか，こういうことをしてもらえる，こういうことが駄目なんだなというのが分かるので，やはりアイデアがいいんですよね。

そのようにやっていけば，このウェブサイトの情報が読みやすくなるのではないかと思います。それから１階のインフォメーションコーナーが生きてないと思います。取りあえず，あそこへ来れば，いろんな情報が取れるという工夫があればよいと思います。

それと，裁判員裁判の進行の概要というのがエレベーターの中に貼付してありますが，４階に上がってくるまで見る間もありませんでしたのでインフォメーションコーナーで，ある程度の時間をかけて見ることができるようにすればよいと思います。せっかく，あそこまで作られたので，みんなに見てもらう工夫，作ったら見てもらう，利用してもらうという観点が，広報ではとても必要だと思います。

私が前にいた独立行政法人は税金で運営されていたので，使ってもらって幾らという観点で広報することを心掛けていました。裁判所が使ってもらって幾らということはないと思いますが，それでも裁判所のことを理解してもらったり，中のことを知ってもらうためには，ただ広報しただけでは難しいと思います。どこまで各裁判所で裁量があるのかは分かりませんが，仙台の裁判所では，これぐらいできているということは，うちでは皆さんを迎えるために何をするかということを考えていると言えます。

委員長

ホームページについては各地方裁判所によって，どれだけの裁量があるんでしょうか。

事務担当者

構造的な限界はありますが，基本的にある程度岡山地方裁判所に裁量があると言えます。

委員長

仙台地方裁判所は，岡山地方裁判所に該当するところを開けたら非常に読みやすいということですか。

Ｄ委員

そうです。裁判所の利用の仕方を開けてみたら，最初に地図が出てくるんです。岡山とは違います。作り方だと思います。

委員長

各地方裁判所ごとのホームページの在り方なんかを話し合ったりして，よりいい裁判所のやり方を取り入れるとかという，そういうシステムというか，取組なんていうのはあるんでしょうか。

事務担当者

ホームページについて，そういった打合せは余りないと思いますが，他の裁判所のホームページを見たり，参考にしたりということはあると思います。

委員長

非常に分かりやすいホームページがあったとすれば，それは積極的に取り入れて

も，そんなに問題はないというか，取り入れるべきだという方向でしょうか。

事務担当者

そうですね。ウェブサイトの構成については学ぶところはあるかとは思います。ただアクセスの問題のほか，何を広報するかとか，まず皆様が何を求められておられるかによって，ホームページの在り方も多分変わってくるだろうというふうに思っています。

Ｅ委員

実は今回，広報について，この委員会で取り扱うということになったもんですから，地裁では広報をもう一遍見直すということでウェブサイトの見直しを進めております。

御指摘のとおり，岡山のウェブサイトはいろいろな問題点がありまして，ほかの裁判所より見劣りがするという点が幾つもあります。それは，実は内部でも今検討しており，修正作業を進めておるところです。岡山も地図は全部あり，ウェブサイトで見られるようになっているのですが，その出る順番が悪いとの御指摘だと思うので，それは今回の見直しの作業で考慮させていただきたいと思います。

今見直している基本的な発想は，国民の皆様がお困りになってる紛争類型別に手続案内とか申立書式を入れていこうと思っております。

Ａ委員

ホームページについて，私も申し上げたいことが幾つかあります。この委員会の前に利用者の目線というか考え方に立って，ちょっと利用してみようということでトライしてみました。

先ほどから話に出てるように，まず岡山地方裁判所の場所を調べよう，各支部の場所を調べようという意識で，いろいろ試行錯誤してみましたが，ようやくたどり

着いたんですが，本当に何分かかかってしまって非常に使い勝手が悪かったです。

その後，例えば売買代金請求みたいな，何か訴訟を自分で提起したいという前提に立って，その頭でこの裁判所のホームページをまず検索しました。私みたいに，ある程度，裁判手続について知ってる者の目から見ても，本当に最終的に売買代金の訴状の記載例にたどり着くまで非常に苦労しました。

要するに，最初，立ち上がるホームページの右のほうに，裁判手続を利用する方へというボタンがあるので，そこに行くことまではまずできます。それに行ったら，その後，ぱっと目に飛び込んでくるのが地方裁判所の手続についてとか，岡山地方裁判所の書式例と記載例とかいう色分けされたボタンがあるんで，これかなと思って，それをクリックしても，自分が欲しい訴状の記載例は出てこないですね。あれ，おかしいなと思いながら，また戻ったり，いろいろ見るうちに，今申し上げた岡山地方裁判所の書式例・記載例の少し上に全国共通の申立書等の書式例などの総合的な案内は，裁判所サイトの裁判手続を利用する方へに掲載されていますと書いてあって，そこで初めて，こういうのがあるんだと思って，その裁判手続を利用する方への文章が色が変わってたんで，そこをクリックすると，まだそれをクリックしても，すぐには出てこないです。

ずっと文章を下まで読んでいって一番下のほうで申立て等で使う書式というのが色が変わっていて，それをクリックして出てきた画面のまたずっと下を見てみると，民事訴訟・少額訴訟で使う書式とあって，それをクリックして初めて訴状というのがあって，貸金請求，売買代金請求とか，類型ごとの書式が出てきて，ようやくたどり着きます。要するに５ページも６ページもたどって，ようやく欲しい情報にたどり着きました。だから，これじゃあ，とても一般市民にとっては使い勝手が悪いなと思います。

まず，そもそも一番最初のページに出てくるのは，やっぱり裁判所のホームページを見る人というのは，いろいろな目的があるわけですから，例えば裁判所から，訴状の送達などとともに呼出しを受けた人が，どうすればいいのかみたいなことも

ありますし，そもそも訴訟を提起したいという人が見るかもしれない，それから裁判所を見学したいという人，若しくは傍聴したいという人，若しくは裁判所で行われてる委員会の議論を見たいという人，いろいろな人がいるわけで，そういう利用者目線に立ったホームページを作るのであれば，その目的ごと，どういう目的でこのホームページを見たのか，その類型のボタンを最初に置いて，自分の目的，これだというふうに押せば，自分が欲しい情報に最短で最速でたどり着くような分かりやすい体裁にしていただきたいなというふうに思いました。

Ｅ委員

そのような御意見はごもっともな御指摘で，私ども，そういう作業を今やってるんですが，夏ぐらいまでにできます。もしよろしければ次回，もう一回，このテーマでやってもらって，それでまだ工夫が足りないかどうかを皆様方に見ていただくことはあるとは思います。

委員長

今，御意見が出ているのはウェブサイトの見方とか在り方ですね。そこで出てくる情報の内容としては，訴状とかなんとかといろいろあるんですけど，皆さんが知りたい情報というのは，訴えを提起するとか提起された場合は，かなり限定されてるんでしょうけれども，よりもっと，裁判所ってどんなものということを知りたいと考えたときに，裁判所が考えている知ってほしい情報と知りたい情報とがずれているかどうかを少し御意見を頂けたらと思います。端的に裁判所について，どんな情報を知りたいですか。

Ｆ委員

例えば，税務署が出前講座に行ったり，習字の展覧会で納税しましょうとか，いろいろそういうふうなＰＲ活動をしています。

私は法人会に属してますが，税務署の人が来ないときは，法人会の女性部がビデオを持って行って，子供と会話して，税金はちゃんと納めなきゃいけないというような活動をしています。だから，裁判所も，小さいときから，困ったときは裁判所に相談して，それで相続のときもけんかしないでこういうふうに分けるんだよということを相談できるような，ほんわかとした雰囲気が醸し出せるように小さいときから教育してＰＲするのがいいんじゃないかなと思うんです。

Ｇ委員

私も過去に１回だけ，自分で訴訟を起こしたことがあるんですけど，そのときはウェブサイトで管轄の裁判所から最初入っていったんですけど，なかなか書式にたどり着けなくて，いろいろやって，やっと訴状の書式にたどり着きました。簡易裁判所だったんですけど訴訟をして，終わった後に，強制執行の手続をするのに，その書式もあって何とか利用させていただきました。ちょっと時間はかかりましたですけど，昔に比べると非常に，そういう意味では情報を入手しやすくなってるのかなというふうな感想を持ってます。

それから，私も実際に裁判所の建物に初めて入ったというのが，年齢からしたら４０代になってからで，入るのに非常に勇気がいりました。

よく考えてみたら，小さいときから全然経験してないということで，全くなじみのないという状況で，多くの人がそういう感じを持っているのではないかということで，やはり最初のほうに話がありました小・中・高のときに，ある程度，教育を通じて，そういった情報に触れるということが非常に重要ではないかというふうに思います。

今日も早く，ここに来たのですが，１階の簡易裁判所の待合室で少額訴訟の件についてビデオが流れていて非常に分かりやすいなというのは思いました。ああいったものを，学校に貸し出して，社会科の教育のときに少し紹介してもらうとか，ウェブサイトの中に小・中高生向けのサイトを設けるとか，そういう新しい企画で紹

介していけば，いろんな可能性が広がっていくんじゃないかなというふうに考えました。

委員長

先ほど来，出ておりますとおり，小・中・高をターゲットに絞った形で法教育というか，法律の発信が非常に重要かと思います。何か裁判所について，広報として知りたいなとかっていう情報等々について御意見がありますか。

H委員

以前，相談業務を行う部署におりました。そこでは様々な相談をお受けするのですが，中には法律相談ということで弁護士の方に来ていただいて，法的なアドバイスを頂ける日もあったのですが，そうでないときは一般の相談員が対応しておりました。そのときに法的にどうなのかとか，これは裁判所に行かなきゃいけないのかとかというような相談があり，いきなり裁判所に行くのはどうも敷居が高いということでした。

その際，こういう手続をするには，もちろん弁護士さんにお願いすれば一番いいんだけれど，どのようなものかを知るためにも，こんな様式で，こんな感じのものがあると思うから，こういうものをあらかじめ見ておいて相談されたらどうかなということでお話をさせてもらおうと思って，やはり裁判所のホームページで調停の申立書などを一生懸命探しました。

そうしますと，先ほどおっしゃられたように，かなり様式に行き着くまで時間がかかるというようなことがありまして，もう少し，先ほどの御意見と同じようなことになりますが，探したいものにすぐたどり着けるような形の，ホームページについては工夫をしていただけたらありがたいかなと思いました。それは本当に実感として思ったことがございます。

それから，今現在のこちらの裁判所のホームページを見せていただきますと，意

外と文字がずらずら並んでいて，見出しと，それから本文も同じポイントで掲載されてるようなホームページになっていると思うんです。この中で特に，見出しだけでも目を引くように，上から下まで眺めたときに，自分が探したい，行きたい項目のところがぱっと目に付くようにめりはりをつけた表示の仕方をしていただければ，より分かりやすいのではないかと思います。ホームページに関して今後検討，今もなさっていらっしゃるということですので，よりよいものにされることと思っております。

今，それこそ選挙する年齢も１８歳からということになりますし，若い世代に向けてという広報，若い世代から社会にちゃんと目を向けてもらうということが今後，本当に必要になってくると思いますので，先ほど来，御意見がいろいろ出ておりますが，若い世代，中高生に向けての広報というのに力を入れていっていただきたいと思います。

委員長

現在のホームページの情報とか体裁については，各地方裁判所が独自で決定作成されているんでしょうか。

事務担当者

地方裁判所で決定作成できるところはかなりあります。

委員長

岡山地方裁判所の中の職員の方がホームページのポイントとかを決めて，これで行けるという形でホームページに公開されているということでしょうか。

事務担当者

岡山の場合は，岡山地方裁判所と岡山家庭裁判所の共用でございまして，基本的

には岡山地家裁において，それぞれが対応するところは決めてやっています。

委員長

第三者から見て分かりやすいとかっていう，第三者が関与して，これは分かりやすいホームページですねとかっていう形ではなくて，やっぱり裁判所の中で完結的にやっているということですか。

事務担当者

基本的には裁判所の職員が考えてやっているのが現状です。

委員長

今，いろいろな委員から出されている御意見がまさに第三者から見た見づらさというか，使いづらさということなんで，それを今度考慮しながら新しいホームページを作成していただくということでよろしくお願いします。

Ｅ委員

どこまで地裁で自由にできるかという問題なんですが，実はホームページのバナーは地裁単位では自由にできないです。その下の階層に入ったところから，地裁である程度何とかできる部分が出てくるということです。

本当は，ホームページというのは，バナーのところに，いろいろ作って分かりやすくしたほうが一般の方にとっては開きやすいんですけれども，そこは岡山地裁ではいじれないということは，御理解いただきたいんで，その下の階層レベルから，皆様方の今日の意見を踏まえて更に工夫を重ねてまいりたいと思います。

Ｉ委員

今，いろいろウェブサイトの話ばかりですが，パソコンを持ってない方は開けよ

うがないと思うんです。そういうことに対して，どのようにしたらいいかなと今考えておりました。

私の所属の会のほうでは，いろいろリーフレットをつくりまして，いろんな機会に配ったりとか，町内会へ回していただいたりとか，それぞれ努力はしてるんですけれども，だからサイトを開けないと見えないんではなくて，開けなくても分かるようなこともできるように何か広報の仕方がないのかなと思って考えておりました。持ってる人はいいんですけれども，持ってない人にはできないんじゃないかなと考えておりました。

委員長

ウェブ以外の広報活動についてはどうでしょうか。

事務担当者

基本的には，裁判所のウェブサイトに皆様が必要な情報を取りに行って活用していただければと思っておりますが，それ以外の広報ということになりますと，出掛けて行っての広報とか，広報紙を各自治体とか図書館に配って，そこで御覧いただくといった取り組みをしています。あとは裁判所に来ていただいて，じかに手続の説明を聞いていただくということが有効とは考えております。パソコンを持っておられない方がどのような情報により裁判所に来られるか，その方と何が裁判所を結び付けるのかということを考えて，どういった方法で広報をやっていくのかといったところを検討をしていかないといけないと思っております。

委員長

例えば，公民館とかに書記官の方や事務官の方が出向いて説明に行くという試みは，まだされていないということでしょうか。

事務担当者

まだそこまではやっておりません。

Ｉ委員

岡山だったら，中央公民館が岡山市内の公民館を多分統括してると思うんです。だから，その辺と話し合うのもいいんじゃないかとは思います。１階ロビーのビデオのところなんかも見てみましたら，空間が多い気がします。パンフレットもいろいろとあると思うのですが，来られた方が見たいと思っても，どこにあるのか分からない，貼ってはあるんですけれども読まない，読めない，それからエレベーターの中にも貼ってあっても，読む間もないというようなこともあるので，どこか一定のところに，ちゃんとパンフレットなり何なり広報するものを置いておくということも考えたらどうかなとは思います。

事務担当者

１階のロビーの活用の仕方については，さきほど御指摘いただきましたように，皆様に広報できるような形で，こちらも検討させていただきたいと思います。

Ｉ委員

私の所属する会では，マスコミに取り上げていただいたりして，いろいろとやって広報をやるようになりました。

そういうことを含めて，ウェブサイトを開かないと分からないというんではなくて，何かロコミも少し考えていったらどうかなと思うんです。

Ｅ委員

一つ，御紹介しておきたいのは，裁判所では，調停委員という制度がございまして，調停協会のほうが，この裁判所の中にだけいるのではなく，外に行って相談に

応ずるということを全国的にはやっております。

例えば，東京だと●●デパートでやるということで，市民の皆様が非常に行きやすいところでやるということをやってます。ただ，これは，裁判所というのは御存じのように，予算がないところでやるもんですから，いろいろな御厚意がないと場所の問題がちょっと難しいんですけれども，岡山でも，御厚意を持って場所を提供していただけるのであれば，市民の皆様が多いところに出ていって，そういった相談に応ずるという形で，私どものほうから近づいていくということは考えられると思ってます。

Ｄ委員

先ほどから若い人たちへの広報あるいは教育と言われて，これは確かに重要なことだと思いますが，やっぱり，これから高齢化を迎えて，相続とか，それからビジネスがうまくいかなくなり，例えば破産とか，一般の人も思い掛けず，そういうことに巻き込まれるということが増えてくると思います。

いきなり，それじゃあ裁判所か，あるいは弁護士さんかいうのも，弁護士さんも結構ハードルは，一般の人にとっては高いんです。弁護士事務所に行くということも，両方，同じぐらいハードルが高いです。例えば，ある裁判所ですけれど，手続案内で，家庭内や親族間における問題を解決するために利用できる手続を担当者が１件２０分程度で説明しますっていう裁判所があります。

さきほど御説明にあった裁判所に来てくれれば説明をすると言われて，それが恒常的に，こういうどこか窓口があるのか，ここの岡山に電話をする，本人が時間を決めて出向けば，手続については教えてもらえるという無料相談室があるのか，これもやっぱり，来られたら説明しますという段階か，あるいは一つ窓口を設けてますというのでは，随分違うと思います。まずは，そういう窓口があるということをＰＲされれば，弁護士さんの無料相談に行くか，あるいはそういう裁判所のそういうところに行くかっていう選択肢は増えます。

だから，若い人と同時に，やっぱり一般市民，一般国民が何にこれから巻き込まれるか分からない時代なので，そういう門戸というのは常に広いほうが私はいいと思います。

委員長

裁判所が無料の裁判所案内みたいなものを恒常的に・・・。

Ｄ委員

手続だけでもいいんですけどね。あなたの場合はこうですという。それしかできないとは思うんですけど。

事務担当者

裁判所では総合案内窓口自体は設けていませんが，民事裁判なら民事裁判受付窓口，強制執行手続であれば強制執行係の窓口，家裁の相続であれば，家裁の受付窓口があり，そちらではいつでも，手続について御案内，御説明する態勢ではあります。

Ａ委員

家裁なら家裁，地裁なら地裁の窓口があるんで，そこで尋ねていただければというお話なんですが，多分，一般市民からすると，やはり相談窓口というふうに書いてあれば，ドアのところにでも書いてあれば入りやすいんですけど，そういったのがなくて，家裁とか地裁の窓口とか若しくは書記官室とか，そういった札しか掲げられてないドアに入ろうと思うと非常に勇気が要ると思うんですね。

何か仕事の邪魔をするんじゃないだろうかとか，こういうことを聞く場所はここでいいんだろうかっていう不安を覚えてしまうと思うので，何か手続についてお困りの方はどうぞこちらにお入りくださいと，一般市民が入りやすいような表示をす

るとか，しかも相談窓口という表示を掲げるとか，そういった工夫が必要なんじゃないかなと。

Ｉ委員

私の所属する団体では，金銭的なものも含めましてですけれども，なかなか予算がないものですから，岡山市の広報紙に年に２回ぐらいは載せていただいています。

委員長

今後，ホームページに限らず，いろんな形で広報活動を充実させていただければと思います。

H委員

夏休みのジュニア法廷を，この夏休みも１回開催されるということをお聞きいたしましたけれど，このときの参加者はどのようにして募集されるんですか。それはどのように広報されるんでしょうか。

事務担当者

基本的には，裁判所のウェブサイトで募集をさせていただくのが原則です。

委員長

他にはどのように広報されるのですか。

事務担当者

例えば，広報紙や新聞にお願いするということはもちろんあるかと思います。そこは工夫の余地はあるかと思います。

Ｅ委員

これは，既に人気がいっぱいでして，ウェブサイトで先着順でもあぶれる人がいるみたいです。したがって，非常に人気があるため御要望におこたえし切れていないので，回数を増やそうかと考えているわけです。

Ｊ委員

今ホームページなんかをきちっとやっていただけるということなんで，作る目線の問題だと思うんですけど，確かに裁判所の職員が作られるのは，それはそれで構わないんですけど，それが見るのは全部外の人なんですよね。ですから，仮の話なんですけど，そういう作業をするときに，例えば簡易裁判所の書記官とか，地裁とか家裁で相談を受けてるような人たちのアンケートまで行かなくていいんですけど，書記官が現実に，どんな人がどんな相談に来てるのかというようなことを色分けをして，現実に相談があるようなことを分類するような形でやっていただけば，もう少し入りやすくなるんじゃないかなというような気はします。

それから，１階のロビーですね，これが非常に私も不満があって，もちろん案内もそうなんですけど，案内以前の問題として，あそこに入ってきて，どんな事件がどこの法廷であるのかとか，どういう事件がどこの法廷というのが１階で分かるようにならないのかなと。

先般，私は●●地裁に行ってきたんですけど，●●地裁は全部あるんですね。法廷ごとに，何号法廷，何号法廷という，その法廷の今日ある事件がずっと書いてある。それは弁論準備まで全部書いてあるんです。ですから１階で全部分かるんです。岡山だったら３階の書記官室の前に行かないと，出席を取るというのも一つなんですけど，そこへ行かないと分からないというのは別の話なんですけど，ですから出欠を取るということであれば３階で構わないんですけど，どこに何があるかということだったら１階にしてほしいと。

それから，ウェブサイトなんかの検索と同じような形で，１階の案内のところに，

例えば，どんな人が来たのかという分類分けで，こんな人はというものを最初に書いておいて，こんな人はここへ行きなさいと，こんな人はここへ行きなさいというふうに矢印で，順番でもいいんで，ぽんぽんぽんと書いていただいて，その順番に行けばたどり着けるというふうな形をしていただければ，同じように書いててもつながりが分かってくるんで，もう少し便利になるかなというふうな形で，今入ってすぐ，確かに今どれだけ発電してるっていうようなことを書いてるのも分かるんですけど，あの辺にパンフレットなんかをいっぱい置いていただけると，見るようにですね，あるいはちょっと来たときに。

ですから，一番，皆さんが通るところっていうのは入ったところから出るところで，南と北のあの通路なんですよ。だから，あの通路にいろんなものが置けないかなと。もし中に入るんだったら，そういう情報ですね，こっちに行けばこれがあるっていうのが，あの場面で全部見渡したら分かるような，そういう案内表示があったらいいかなという気はしてます。

（別紙第３）

《次回のテーマについて》

委員長

それでは予定の時間が来ておりますので，次回のテーマですけれども，先ほど来の御意見ですと，次回も引き続き広報ということのほうがよろしいでしょうか。その点について何か御意見がある方はおられますか。

Ｃ委員

今日の議論をお聞きしてて，やっぱりホームページを改善していくという話であれば，この改善後のものを見てみて，いろんな方の御意見を聞いてみたいなというふうに思ったのが一つです。

あと，情報保護というのが今一番ホットかなというふうに思っております。年金の情報流出の問題もあり，また裁判所というのは，まさに個人情報の塊みたいなものを扱うところなので，それについてどういうことをやってるのか，それを皆様の意見を聞いてみたいなというところはございます。

Ａ委員

次回は１１月頃ということですが，１０月ぐらいまでに地裁のホームページが改善されるというか修正されるのであれば，次回は引き続き広報でもいいのかなとは思います。

次々回のテーマまで今日決めることじゃないのかもしれませんが，やはり地裁委員会の広報，若しくは運営の在り方についてという，地裁委員会の運営の在り方，広報の在り方について関心を持たれてる方が相当数増えていらっしゃると思います。

やはり今後，これは１期２年だったと思いますが，ここにいらっしゃる委員の皆さんがもっとモチベーションを持って，今日は本当に活発な議論でいい会だったと思いますが，更によくして，かつ，この地裁委員会でのこの活発な取り組みを県民

の方にも広く知ってもらうためにはどうしたらいいかとか，そこはやっぱり一度議論する必要があると。この場でも何回も申し上げてますが，そろそろ機が熟してきてるのかなと思いますので，次々回以降は地裁委員会に関して一度，議論したほうがいいんじゃないかなと。次回は広報でいいかなというふうに思います。

委員長

どうもありがとうございます。それでは次回のテーマも引き続き裁判所の広報という形で，ホームページを中心にということで，それに限らず御意見を頂けたらと思います。